

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 土地利活用課

法令名	土地収用法	法令番号	昭和26年 法律第219号
手続名	事業の認定	根拠条項	第20条
審査基準	1 事業が土地収用法第3条各号の一に掲げるものに関するものであること。		
	2 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。		
	3 事業が公益性を有すること。		
	4 収用し、又は使用しようとする土地が必要最小限であること。		
	5 当該土地がその事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益が、当該土地がその事業の用に供されることによって失われる利益に優越すること。		
受付 機関	土地利活用課	処理 機関	土地利活用課
交付 機関	土地利活用課	標準処理期間	90 日
		標準経由期間	日
		目次 No.	7